資料１

第３回検討会の概要

令和７年３月１４日

洋上風力発電におけるモニタリング等に関する検討会（第４回）

環境省　大臣官房　環境影響評価課
経済産業省　産業保安・安全グループ　電力安全課

第３回検討会の概要

■ 第３回検討会では、事業者が行うモニタリング等の内容として以下について説明し、御意見をいただいた。

（１）事業者が行うモニタリングの具体的な内容（修正案）

（２）モニタリングデータの取扱い 及び モニタリング結果の活用について

今回取りまとめるモニタリングガイドラインに係る御意見	ガイドラインの対応箇所
モニタリングガイドラインの趣旨や目的を明示する必要がある。	第１章
順応的な取組を進めるにあたり、国の役割を整理していただきたい。	
水の濁りのモニタリング手法について、見直しを検討していただきたい。	第２章
モニタリングの各項目の表現やイメージ図を修正いただきたい。（個別意見多数）	
モニタリングの結果がどのように活用されていくのかを分かりやすく記載する必要がある。	第３章
国が作成・公表しようとしているファクトレポートの内容について詳しく記載いただきたい。	
モニタリングデータの取扱いについて、事業や事業者が特定されない配慮等について分かりやすく記載いただきたい。	
その他の御意見	
今後、国が実施するモニタリングの内容について示してほしい。	
モニタリングの結果を洋上風力政策に活用していく具体的な方法について示してほしい。	

第４回検討会で御議論いただきたい事項

■ 第４回検討会では以下について、御議論いただきたい。

「洋上風力発電におけるモニタリングガイドライン（案）」について

これまでの検討会議論を踏まえ、事業者が実施するモニタリングの内容等をガイドラインの形に整理した「洋上風力発電におけるモニタリングガイドライン」の事務局案について、御議論いただきたい。

● 検討スケジュール・検討内容

第１回（令和６年７月30日）：検討の背景と今後の検討方針、モニタリング等に関する基本的な考え方

第２回（令和６年10月28日）：事業者が行うモニタリング項目の確認、モニタリングの具体的な内容

第３回（令和７年１月30日）：モニタリングの具体的な内容の確認、モニタリングデータの取扱い、個別事業におけるモニタリング結果の活用

第４回（令和７年３月14日）：ガイドライン案の取りまとめ

パブリックコメントの実施

パブリックコメントの結果への対応、モニタリングガイドラインの公表（令和７年夏頃）